

訪問看護サービスのご案内（重要事項説明書）

訪問看護ステーション りんりん

株式会社 ルミナス

1. 指定訪問看護事業を提供する事業所の概要

(1) 事業者 事業所の名称	株式会社 ルミナス 訪問看護ステーション りんりん
(2) 管理者氏名	原田 美穂子
(3) 所在地 連絡先	福岡市東区松香台2丁目10-38 ブルーリゲル302号室 電話番号 092-775-1231 FAX 番号 092-776-7505
(4) 指定番号	4060390657

①事業の目的

訪問看護ステーションの看護師等がご自宅に訪問して、病気や障害のために支援を必要とされている方の看護を行い、心身の機能の維持回復を目指します。その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活が送れるように支援することを目的とします

②運営の方針

- ・指定訪問看護（以下訪問看護）は利用者の居宅においての自立した日常生活が送れるように療養上の目標を設定し、計画的に行います
- ・事業者自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を行います
- ・利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活が営めるように療養生活を支援し、心身機能の維持回復・社会復帰を目指します

2. 事業所の職員体制

	資格	常勤看護師	非常勤看護師
管理者	看護師	1名	
	看護師	1名	
	看護師		1名
	准看護師		
	作業療法士	1名	
	事務員		

3. サービス提供時間（営業日○ 休業日×）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
8:30-12:00	○	○	○	○	○	×	×
13:00-17:00	○	○	○	○	○	×	×

※祝日及び12月31日から1月3日まで休業します

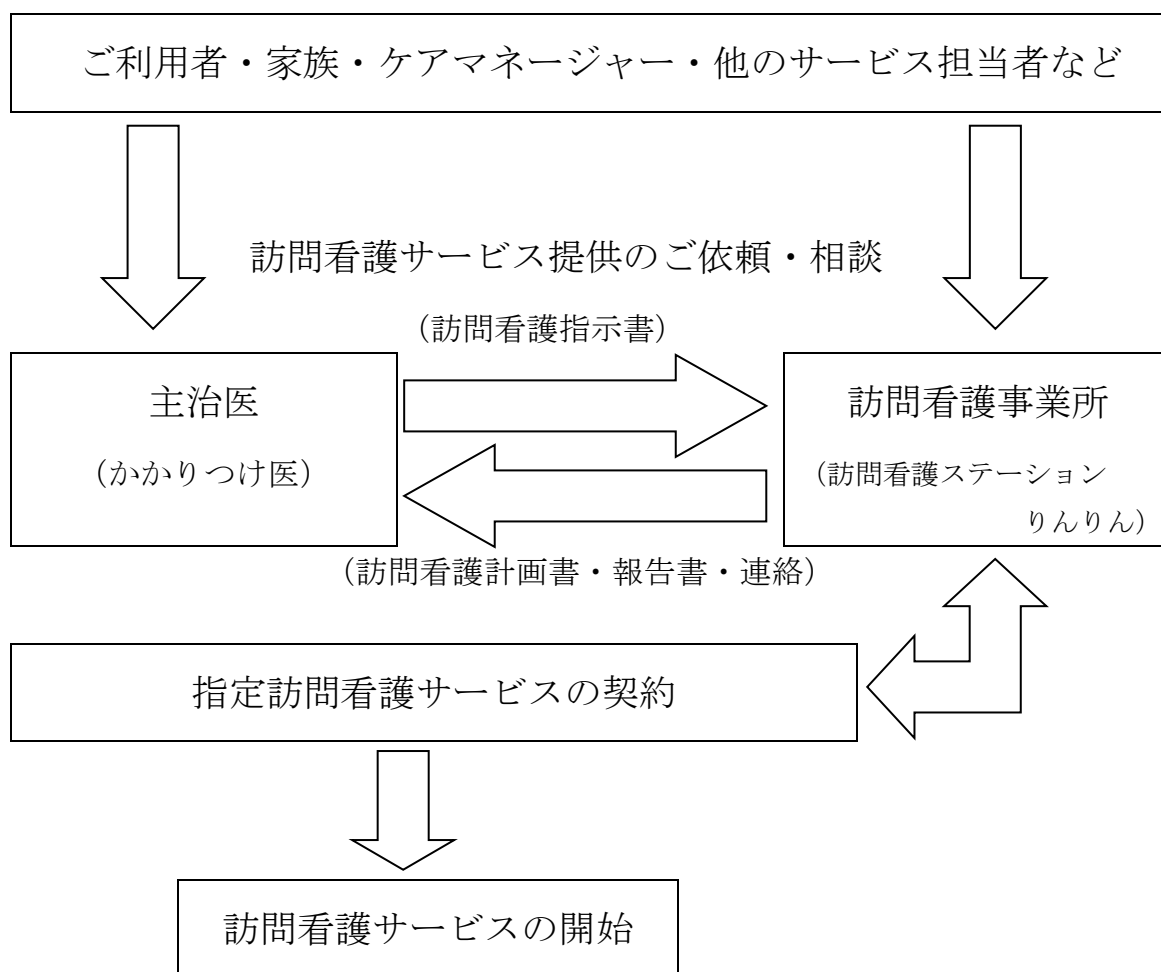
その他臨時休業日は事前にお知らせいたします

※24時間連絡・対応が可能な体制があります

4. サービス提供地域

福岡市東区、博多区、粕屋郡新宮町です。その他の地域においては相談後、検討します

5. 訪問看護のお申込みからサービス開始までの流れ



- ①訪問看護ステーション、主治医、ケアマネージャー、その他のサービス担当者へご相談ください
- ②訪問看護利用の場合には主治医の指示書が必要です
- ③指示書を受け、事業者（訪問看護ステーションりんりん）と指定訪問看護サービスの契約を交わします
- ④契約の締結後、看護師は主治医の指示や利用者またはご家族のご意向を踏まえて訪問看護計画を作成しご説明いたします
- ⑤看護計画に同意をしていただけたらその計画に基づいて、サービスが開始されます

6. 指定訪問看護サービスの内容

- ①訪問看護計画書の作成、訪問看護報告書を作成します
- ②病状や心身の状況を観察します
- ③お薬が飲めているか確認し、副作用が出ていないか観察します
- ④日常生活で困っていることなどの相談に応じ必要な援助を行います
- ⑤療養生活や介護方法についての相談に応じます
- ⑥褥瘡の予防・処置・創傷処置など医師の指示による医療処置を行います

7. 緊急時・事故発生時の対応

- ①当事業所は利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、ご家族等に連絡を行うとともに必要な処置を行います。また事故の原因を究明し、再発を防ぐための対策を講じます
- ②当事業所は、サービスに伴って事業所の責めに帰すべき事由により、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います
- ③訪問看護を実施中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかにあらかじめ定められた医療機関に連絡し、適切な対応を行います。また管理者の指示に従い、市町村当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡します

8. 個人情報の保護・秘密保持について

- ①当事業所の職員はサービスを提供する上で知り得た利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第3者に漏らしません。この守秘義務は解約後も同様です
- ②当事業所は収集した利用者及びご家族の個人情報については、利用者及びご家族に提示した利用目的以外には原則的に利用しないものとします。また利用者及びご家族の個人情報の記録を、注意をもって管理し、当該記録を処分する際は、第3者への漏洩を防ぐための措置をとります
- ③当事業所は重要事項の説明をもって以下にあげる理由に限り、利用者及びご家族に関する情報を提供します
 - ・要介護・要支援認定調査及び訪問看護サービスの内容について関係する都道府県、市町村、及び委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合
 - ・主治医等が訪問看護サービス計画の内容について情報を求めた場合
 - ・居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者の関係者が、サービス担当者会議等サービス提供上、情報を必要がある場合

9. 契約解除の条件について

- ①利用者が正当な理由なく利用料を3カ月以上滞納した場合は、当事業所は1カ月以内の期限を定めて督促し、なお払わないときは契約を破棄します
- ②当事業所の諸事由により、訪問看護サービスの提供が継続できなくなった場合は2カ月以内の文書による予告期間をもって契約の解除を行います。
- ③当事業所は契約解除を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村に連絡するなど必要な支援を行います

10. 契約の終了について

- ①利用者は当事業所に対し、5日間以上の予告期間をおいてこの契約の解約が出来ます
- ②当事業所は、利用者が正当な理由なく、または故意に訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態等を悪化させた場合、または常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしめないなどの理由で契約の目的が達せられないと判断した時は1カ月以内の文書による予告期間をもって契約終了とします

③その他次のいずれかの理由に該当する場合は契約を終了します

- ・利用者が入院、入所、転出、死亡した場合
- ・利用者の病状、要介護度等の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
- ・当事業所が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
- ・当事業所が守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合

11. 訪問看護サービス利用料について（介護保険による訪問看護）

（福岡市：1単位：10.70円）

	項目	利用料	自己負担額（1割の目安）
基本料金	20分未満	320単位	342円
	30分未満	477単位	511円
	30分以上 1時間未満	829単位	887円
	1時間以上 1時間30分未満	1134単位	1214円
加算	初回加算Ⅰ（※1）	350単位	375円
	初回加算Ⅱ	300単位	321円
	退院時共同指導加算（※2）	1回につき 600単位	642円
	複数名訪問看護加算	254単位	30分未満 272円
		402単位	30分以上 431円
	緊急時訪問看護加算Ⅰ（※3）	600単位	642円
	緊急時訪問看護加算Ⅱ	574単位	615円
	1時間30分以上の 訪問看護を行う場合	300単位	321円
	夜間・早朝訪問看護加算（※4）	基本料金の +25/100	
	深夜訪問看護加算（※5）	基本料金の +50/100	

加 算	特別管理加算Ⅰ（※6）	500 単位	535 円
	特別管理加算Ⅱ（※7）	250 単位	268 円
	ターミナル加算	2500 単位	2675 円
	サービス提供体制強化加算	6 単位	65 円
	看護・介護職員連携強化加算	250 単位	268 円
	介護職員等処遇改善加算	1 月当たりの総単位に 1.8%を加算	

（准看護師の場合は 90/100）

- ※1 利用者が過去 2 か月間において、当該訪問間の事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護を含む）の提供を受けていない場合であって新たな訪問看護計画書を作成した場合に加算
- ※2 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中（入所中）の者が退院（退所）するに当たり、訪問看護ステーション看護師等（准看護師を除く）が入院中の者又はその看護に当たっている者に対し、病院、診療所又は介護保険老人保健施設の主治医やその職員と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算
- ※3 月に 1 度算定
- ※4 夜間（午後 6 時～午後 10 時）早朝（午前 6 時～午前 8 時）の間に訪問を行なった場合は上記金額に 1.25 倍を加算させていただきます
- ※5 深夜（午後 10 時～午前 6 時）の間に訪問を行なった場合は上記金額に 1.5 倍を加算させていただきます
- ※6 ①悪性腫瘍患者・気管切開患者で医師より指導管理を受けている状態にある方
②気管カニューレまたは留置カテーテルを使用している状態にある方
- ※7 ①自己腹膜かん流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養・成分栄養経管栄養法・自己導尿・持続腸圧呼吸療法・自己疼痛管理・肺高血圧症患者で医師より指導管理を受けている状態にある方
②人工肛門・人口膀胱を設置している状態にある方
③重度（真皮を超える）褥瘡がある方
④点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態にある方

12. その他の費用などについて

①保険対象外となる利用料

サービスを提供するにあたって、以下の内容に該当する場合は保険の対象外になりますので、介護保険サービスの自己負担額に以下の金額が追加されます

項目	内容	料金(税込)
交通費	事業の実施地域内	無料
	実施地域外の場合で 実施地域を超えて片道1kmにつき※1	20 円
キャンセル料	やむを得ない理由を除き連絡なき キャンセルの場合(1回につき)	300 円

※1 例えば当事業所から居宅まで、片道12kmの場合=20(円)×2(km)=40円

②サービス提供のために利用する電気、ガス、水道、電話等の費用については利用者のご負担となります

③利用者の自己負担額は、原則、被保険者証に記載されている負担割合により算定された額となりますが、生活保護法に基づく医療扶助や自立支援医療等の公費負担医療制度を受けている場合はこの限りではありません

13. 虐待の防止

事業所は虐待の発生または再発防止のための対応を、以下の通りとします。

- 1 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」を設置します。
- 2 「虐待のための指針」を整備します。
- 3 「虐待防止のための従業者に対する研修」を実施します。
- 4 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。
- 5 当時業者は、サービス提供中に、看護職員等または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村および関係機関に通報するものとします。

14、ハラスメント対策

事業所はハラスメント対策のための対応を、以下のとおりとします。

- 1 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じます。
- 2 カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- 3 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し従業者に周知・啓発します。
- 4 相談対応のための担当者や窓口を定め、従業者に周知します。

15、業務継続計画の策定等

事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の早期の体制で業務開始を図るための計画（以下業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとしています。

平成 27 年 4 月 1 日施行
平成 30 年 4 月 1 日改訂
令和元年 10 月 1 日改訂
令和 6 年 6 月 1 日改訂
令和 8 年 6 月 1 日改訂